

生成AIをめぐる最新の状況について

令和7年9月11日
文化庁著作権課

生成AIに関する各国の対応について(2025/9時点)

※各国の規定の内容及び動向は公表情報に基づく事務局調べ

	著作権法	他の法制等
日本	<p>「AIと著作権に関する考え方について」をとりまとめ、2024年3月15日に公表。</p>	<ul style="list-style-type: none">総務省・経産省において、事業者向けの既存のAIに関するガイドラインを改訂・統合した「AI事業者ガイドライン(第1.1版)」が作成・公表されている。また、内閣府知的財産戦略推進事務局において、特許権等の知的財産権と生成AIに関する「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」が作成・公表されている。2025年5月に成立した「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」が9月に全面施行され、内閣に人工知能戦略本部が設置された。今後「人工知能基本計画」及び「指針」を策定予定。
欧州連合(EU)	<p>デジタル単一市場における著作権及び隣接権に関する指令(DSM指令)において、TDM(Text Data Mining)※に著作物を用いる場合について権利制限規定を設けている(第3条、第4条) (※文章、画像等のデジタル形式の情報に対する自動的な情報分析(前文第8項))</p> <ul style="list-style-type: none">第3条に基づき許諾なく実施可能なTDM: 【主体】研究組織及び文化遺産機関 / 【目的】学術研究 / オプトアウト規定なし第4条に基づき許諾なく実施可能なTDM: 【主体】限定なし / 【目的】限定なし / 権利者による複製権の留保が可能※ (※オンラインコンテンツのオプトアウトは機械可読な方法に限る等の限定あり)	<ul style="list-style-type: none">AI規則(AI Act)が2024年5月成立。このうち生成AIに関する規定が2025年8月に施行された(全面施行は2026年予定)<ul style="list-style-type: none">✓ コンテンツが生成AIで生成されたことを明示する透明性義務の遵守(第50条)✓ DSM指令第4条第3項に基づく権利の留保を特定し、遵守することを含む、著作権及び著作隣接権に関するEU法を遵守するための方針整備(第53条)✓ 使用したAI学習データに関する十分に詳細なサマリーの作成・公開(第53条)AI Actに基づく「実務規範」(General-Purpose AI Code of Practice)を策定(2025年7月)。著作権法遵守のため、robots.txtの尊重や侵害出力防止措置等を求める。同月にはAI学習データに関するサマリーのテンプレートも公表された。
アメリカ	<p>連邦著作権法において、「フェア・ユース」に該当する場合は著作権の侵害とならないとする権利制限規定を設けている(第107条)</p> <p>フェア・ユースとなるか否かの考慮要素には、以下のものを含む。</p> <ol style="list-style-type: none">使用の目的及び性質(使用が商業性を有するか又は非営利的教育目的かを含む)著作物の性質著作物全体との関連における使用された部分の量及び実質性著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響	<ul style="list-style-type: none">ホワイトハウスにおいてAI開発企業等7社が、AIの安全性、セキュリティ、信頼性などを内容とする「自発的誓約」(Voluntary Commitments)を実施。(2023年7月21日)著作権局がAIと著作権関連の問題について調査を行い、報告書が公表されている。また、各州において生成AIを用いたディープフェイクの規制等に関する立法がなされている。AIの競争力強化に向け、過度な規制の見直し等を内容とする「AI行動計画」(AI Action Plan)が公表された(2025年7月)。

生成AIに関する各国の対応について(2025/9時点)

※各国の規定の内容及び動向は公表情報に基づく事務局調べ

	著作権法	他の法制等
ドイツ	<p>著作権法において、<u>TDMに著作物を用いる場合について権利制限規定を設けている</u>(第44b条、第60d条)</p> <ul style="list-style-type: none">● 第44b条に基づき許諾なく実施可能なTDM: 【主体】限定なし / 【目的】限定なし / 権利者による複製権の留保が可能※ (※オンラインコンテンツのオプトアウトは機械可読な方法に限定)● 第60d条に基づき許諾なく実施可能なTDM: 【主体】研究組織、文化遺産機関及び非営利の個人研究者 / 【目的】非営利 / オプトアウト規定なし	<p>(※EU全体の動きとして前掲)</p> <ul style="list-style-type: none">● AI規則(AI Act)が2024年5月成立。このうち生成AIに関する規定が2025年8月に施行された(全面施行は2026年予定)
イギリス	<p>著作権法において、<u>テキスト及びデータのコンピュータ解析に著作物を用いる場合について権利制限規定を設けている</u>(第29A条)</p> <p>【主体】限定なし / 【目的】非営利の研究 / オプトアウト規定なし</p> <p>また、「<u>一時的複製物</u>」※の作成について権利制限規定を設けている(第28A条) (※過渡的若しくは付随的であって、科学技術のプロセス(工程)の必要不可欠の部分であり、①仲介者による第三者間のネットワークにおける著作物の送信、②著作物の適法使用のいずれかを可能とすることを唯一の目的とし、かつ、独立した経済的意義を有しない複製物)</p>	<ul style="list-style-type: none">● 生成AIと著作権に関する「実務規範」(Code of Practice on Copyright and AI)の策定に向け、AI開発者、著作物の権利者、テクノロジー産業界の代表者、研究者等を交えたワーキンググループによる検討が進められていたが、合意形成には至らなかった。(2024年2月6日科学・イノベーション・テクノロジー省発表)● Data (Use and Access) Act 2025が成立(2025年6月)。同法では、政府に対し、同法成立後9ヶ月以内に、「著作権とAIに関するコンサルテーションペーパー」(2024年12月)で示された4つの政策オプション(現行法の維持、TDM権利制限規定の拡大、集団ライセンス制度の導入、権利留保規定を伴うTDM権利制限規定の拡大)について経済的影響評価を行い、その評価を議会に提出することを求めている。

概要・実績について

「文化芸術活動に関する法律相談窓口」は、文化芸術活動に関係して生じる問題やトラブル等に関する御質問等について、専門的な知識・経験を有する弁護士が相談に対応するもの(※)であり、令和6年2月28日以降、「AIと著作権」に関する御相談も受け付けている。「AIと著作権」に関して寄せられた御相談件数は、以下のとおり。

年度	「AIと著作権」に関する相談件数(全体の相談件数)
令和5年度	26件(全体162件) *AIと著作権に関しては、令和6年2月28日以降の件数。
令和6年度	89件(全体322件)
令和7年度	現在相談受付中であり、集計中。

※ 回答の対象となる相談は、文化芸術活動に関わる当事者[もしくは法定代理人(未成年者の親権者等)、または委託や信託により契約に関する事務を引き受けている方]、AI 開発やサービス提供を行う事業者等、及び芸術家等以外の AI 利用者からの、ご自身の活動や契約に関係して生じる問題及びトラブルに関する内容に限っている。(文化芸術活動に関する法律相談窓口・注意事項参照)

「AIと著作権」に関するものとして寄せられた御相談について

令和6年3月15日に取りまとめられた「AIと著作権に関する考え方について」(以下、「考え方」という。)においても言及されていたとおり、現在も、本相談窓口等を通じて、AIの開発や利用によって生じた著作権侵害の事例や被疑事例の積極的な集積に努めているところである。

令和6年度までに寄せられているAIに関連する主な御相談内容(著作権侵害の事例・被疑事例以外のものを含む)について、概略を以下のとおり紹介する。

※ 本相談窓口の回答の対象となるものを次頁以降で紹介する。

御相談内容について①

《自身が受けた具体的な被害相談(著作権関係)》 ※ 著作権法における考えも合わせて記載。

- 自身が作成したイラストを無断で利用された。
 - 自身が作成したイラストを生成のための指示画像としてAIに入力(i2i)して生成されたと思われる類似画像が作成され、その画像が第三者のオリジナルの作品として公表された。
 - 自身が作成したイラストが、AIを利用して性的な画像に改変された。
 - 自身のイラストと類似したものをAIを利用して作成し、公開されている。

→ 生成物に既存の著作物との類似性及び依拠性があれば、当該既存の著作物の著作権侵害となり得る。【考え方: p.32, 33, 35参照】
- 作成に当たって自身の著作物を用いた可能性があるLoRAを作成され、自身の氏名等を冠して当該LoRAを配布されている。

→ AI学習に際して、いわゆる「過学習」を意図的に行う場合等は、享受目的が併存すると評価され、著作権侵害となり得る。【考え方: p.20, 29, 35参照】
- 学習用データとして収集されているといわれる海賊版サイトに、自身の画像が無断で転載された。

→ 著作権者の許諾なく自身の著作物が海賊版サイトに掲載されていれば、著作権侵害となり得る。

御相談内容について②

《自身が受けた具体的な被害相談(その他)》

- AIの活用に反対していること等に関連して、SNSでの誹謗中傷・嫌がらせ等の被害を受けた。
- AIを活用していること等に関連して、SNSでの誹謗中傷・嫌がらせ等の被害を受けた。
 - ・ AIを活用してイラストを作成しているが、誹謗中傷により当該イラストの発注案件が中止となった。
- 自身の作風によく似たイラストを第三者により作成・公開された結果、自身の作品であるとの誤解や、自身のイメージダウンに繋がった。

《自身の文化芸術活動に関連した御質問等》

- 自身の作品を学習用データとして有償提供することを検討している。権利処理に当たっての留意事項や、無断で利用された場合に著作権侵害を主張するための方策等について知りたい。
- 自身が行おうとしているAIの利用方法は著作権侵害になり得るか。
- AI生成物を改変したものに、著作権は発生するのか。

御相談内容について③

《その他》

- インターネット上の自身の画像等が、AI学習に利用された可能性がある。
 - ・ 生成AIの学習に用いられているとされるデータセットに、自身の作品が含まれているようだ。
 - ・ 生成AIの学習に用いられたとされるクリエイターのリストに、自身の名前が含まれていた。
- (AIにより学習されることへの不安から) SNS等への作品の投稿を控えた結果、自身の作品等の宣伝機会を失うなど、精神的・経済的に損失が生じている。等

AIと著作権に関する関係者ネットワーク(設置の趣旨)

(文化庁著作権課「AIと著作権に関する関係者ネットワーク(仮称)について」(令和6年3月19日)より抜粋)

背景

AIと著作権の関係については、文化審議会著作権分科会法制度小委員会において議論を行い、「AIと著作権に関する考え方について」(以下「考え方」)が取りまとめられたところ。今後、この内容について十分な理解が得られるよう、文化庁として社会に対してわかりやすい周知を行っていく。

同時に、AIと著作権の関係すべてを法律論のみで明確化することは難しく、より具体的な場面における運用の予測可能性を高める観点から、当事者間において適切なコミュニケーションが図られることが重要である。また、こうした対話を通じて、生成AIとこれに関わる事業者、また、クリエイターとの間で、新たなコンテンツの創作と文化の発展に向けた共創の関係が実現されることが望まれる。

ネットワークの目的

- ①事業者とクリエイター双方のより正確な理解を促進する観点から、情報共有等を行うこと。
 - AI技術(学習の仕組みや生成の機序等)についての共通理解の促進
 - AI学習等のための著作物(例:情報解析用のデータベースの著作物)等のライセンス等の実施状況の共有
 - 海賊版サイト(学習から除外すべき対象)の可視化
 - その他「考え方」についての理解促進のためのセミナー等、普及啓発
- ②著作権侵害と疑われる事例の共有及びこれに対する対策等に関する意見交換

AIと著作権に関する関係者ネットワーク(参加団体・企業) (令和7年5月30日現在)

- アドビ(株)
- (一社)ABJ
- (一社)学術著作権協会
- (一社)クリエイターエコノミー協会
- (一社)コンテンツ海外流通促進機構
- (一社)コンピュータソフトウェア著作権協会
- (一社)デジタル出版者連盟
- (一社)日本アニメフィルム文化連盟(NAFCA)
- (一社)日本映画製作者連盟
- (一社)日本映像ソフト協会
- (一社)日本雑誌協会
- (一社)日本写真著作権協会
- (一社)日本書籍出版協会
- (一社)日本新聞協会
- (一社)日本動画協会
- (一社)日本ネットクリエイター協会
- (一社)日本美術著作権連合
- (一社)日本民間放送連盟
- AIに関する音楽団体協議会
- SB Intuitions (株)
- (株) ABEJA
- (株) ELYZA
- (株) Kotoba Technologies Japan
- (株) サイバーエージェント
- (株) ディー・エヌ・エー
- (株) ドワンゴ
- (株) Preferred Networks
- (株) ベネッセコーポレーション
- (株) ワークスアプリケーションズ
- (協) 日本脚本家連盟
- (協) 日本シナリオ作家協会
- (協) 日本俳優連合
- グーグル (同)
- (公社) 日本文藝家協会
- (公社) 日本漫画家協会
- Sakana AI (株)
- スtockマーク (株)
- 日本電気 (株)
- 日本電信電話 (株)
- 日本放送協会 (NHK)
- 日本マイクロソフト (株)
- note (株)
- HEROZ (株)
- 富士通 (株)
- RightsDirect Japan (株)

AIと著作権に関する関係者ネットワーク(これまでの会合の成果)

- 権利者と事業者が一堂に会して意見交換を行う場があること自体が成果だ。
 - ・ 顔の見える形で対話でき、温度感を共有できたことも意義深い。
 - ・ 権利者・事業者双方の考え方が理解できた点が有意義だった。
 - ・ 引き続き情報交換や意見共有を行いながら、AIと著作権の調和のとれた発展に貢献したい。
 - ・ 総じて意義のある意思疎通と情報共有がなされていたように思う。
- 権利者と事業者双方の立場への理解が深まった。
 - ・ 異なる立場の参加者との意見交換を通じて、多角的な視点を得ることができた。
 - ・ 権利者団体のスタンスも団体・業界により温度感に差があることが伝わったと思う。
 - ・ インターネット上のデータの学習等について慎重な対応が必要であると考えている。
 - ・ 権利者側でも生成AIの利活用の可能性を模索されている団体が多数いることを認識した。
 - ・ どんな業界の方がどんな課題感・不安感を持っているか、解像度が上がってきていると感じる。
 - ・ 権利者・事業者間の意識のずれや視座の違いも見えてきた。
- 創作活動の現場など、各分野においてどのようにAI技術が活用されるのか知ることができた。
 - ・ 各分野におけるAIの活用状況を知ることができたのは有益だった。
 - ・ 創作活動にAIを活用するに当たって、求めるAIのために必要なデータも見えてきた。

AIと著作権に関する関係者ネットワーク(これまでの会合の成果)

● 権利者と事業者間で、相互の交流等が促進された。

- 団体・企業内で、AIと著作権について研修等を取り入れている。
- 外部講師としてAI事業者を招き、生成AIに関する勉強会を実施した。
- クリエイターの権利を守りながら技術の発展とどのように共存していくべきか、より多角的な視点で考える機会が増えた。

● AI利用を含むライセンスに向けた取組等が共有された。

- AI利用を含むライセンスの必要性と、一部ではそれが構築されつつある状況が理解できた。
- AIに関するライセンス開発の重要性を認識し、AI利用者向けのライセンス事業を開始するなど、対価還元について具体的な議論や取組が出てきた。
- 参加者における対価還元等に向けた取組やライセンス等に関する取組を共有した。

● 海賊版リストの共有がなされた。

- 権利者からAI事業者に対して、学習用データから除外すべきリストを共有した。

● AI技術そのものに関する知識を高めることができた。

- AI技術についての基本的な理解に役立った。
- AIに関する知識を高めることができた。

AIと著作権に関する関係者ネットワーク(ネットワークを通じて明らかになった課題)

- 学習用データセットに関する契約についての留意事項等の整理
- 権利者への適切な対価還元に向けた学習用データセットの構築の在り方
- クリエイターが安心かつ実用的に活用できる生成AIの在り方(サービスに関する説明の在り方、学習用データセットの在り方、機能等)

現状・課題

- 米国等諸外国においては、著作物等のデータを機械学習等に用いるものとして契約により提供すること等により、クリエイター等が対価を得る取組や検討が徐々に行われているところ。
- 我が国のマンガ、アニメ、映像、文芸等のコンテンツは、世界市場の中でも高く評価されている誇るべき財産であるが、我が国では、そうした著作物等データセットの契約等によりクリエイター等が対価を得る取組が十分に進んでいない。
- クリエイター等への対価還元の促進に向けて、著作物等データセットの流通促進に係る環境の構築が必要。

「知的財産推進計画2025」

(令和7年6月3日内閣府知的財産戦略本部)

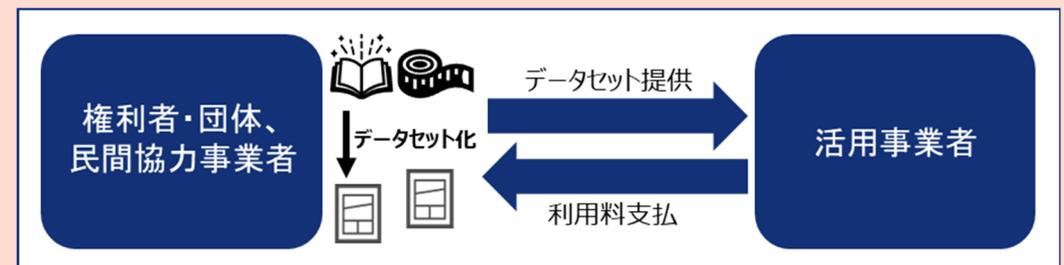
(前略) 中間とりまとめでは、生成AIと知的財産権の望ましい関係の在り方として、「AI技術の進歩と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステム」の実現が目指されている。そのためには、法、技術、契約の各手段を適切に組み合わせながら、AI開発者、AI提供者、AI利用者、権利者等の幅広い関係者が連携して取り組むことにより、創作者にとって信頼できる開発者の下に良質なデータが多数集積し、高度な生成AIの開発・提供とともに、新たな創作活動につながる好循環の実現が期待される。

事業内容

- 著作物等データセットの流通促進に係る課題解決に資するよう、権利者や民間団体による、著作物等データセットの有償提供に係る方針の策定、著作物等データセットの作成、その提供に係る契約やクリエイター等への対価配分の方法の構築等の取組を、全体設計の下、複数年度にわたって複数分野で実証的に支援・実施し、モデルとなる事例を創出。
- 各取組を通じた標準的な仕組み・考え方を構築し、その横展開を図る。

【事業スキーム】

- * (独)日本芸術文化振興会に置かれた「文化芸術活動基盤強化基金」を活用。
- * プロジェクト全体の検討・設計・検証、各プロジェクトの実行支援等を行う統括事業者へ委託。
- * マンガ、アニメ、映像、文芸等のコンテンツ分野から複数のプロジェクトを選定。伴走しつつ取組を推進・改善。



アウトプット (活動目標)

- ・モデルとなる事例の創出 (複数分野) (1～3年目)

短期アウトカム (成果目標)

- ・事例を踏まえた対価還元に係る標準的な仕組み・考え方の構築 (2年目～)

長期アウトカム (成果目標)

- ・標準的な仕組み・考え方等を通じた他分野等への展開や取組の発展
- ・クリエイター等への対価還元の促進

(参考) 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律 (AI法) の概要

成立：令和7年5月28日

一部施行：令和7年6月4日

全面施行：令和7年9月1日

日本のAI開発・活用は遅れている。

多くの国民がAIに対して不安。

法律の必要性

イノベーションを促進しつつ、リスクに対応するため、既存の刑法や個別の業法等に加え、新たな法律が必要。

法律の概要

目的	国民生活の向上、国民経済の発展
基本理念	経済社会及び 安全保障上重要 → 研究開発力の保持、 国際競争力 の向上 基礎研究から活用まで総合的・計画的に推進 適正な研究開発・活用 のため 透明性 の確保等 国際協力 において 主導的役割
AI戦略本部	本部長：内閣総理大臣 構成員：全ての国務大臣 関係行政機関等に対して必要な協力を求める
AI基本計画	研究開発・活用の推進のために 政府が実施すべき施策の基本的な方針 等
基本的施策	研究開発 の推進、 施設等の整備・共用 の促進 人材確保 、 教育振興 国際的な規範策定 への参画 適正性 のための 国際規範に即した指針 の整備 情報収集 、 権利利益を侵害する事案の分析・対策検討 、 調査 事業者等への指導・助言・情報提供
責務	国、地方公共団体、研究開発機関、事業者、国民の責務、関係者間の連携強化 事業者は国等の施策に協力しなければならない
附則	見直し規定 （必要な場合は所要の措置）

世界のモデルとなる法制度を構築

国際指針に則り、イノベーション促進とリスク対応を両立。最もAIを開発・活用しやすい国へ。

関連する政府文書の記載

- 知的財産推進計画2025～IPトランスフォーメーション～(令和7年6月3日 知的財産戦略本部)
 - ・ 生成 AI における俳優や声優等の肖像や声の保護に関し、不正競争防止法等の関連法や裁判例における考え方について整理した内容について、周知を行うとともに、契約による対価還元策の検討や侵害行為に関するプラットフォームとの連携体制の構築等について検討する。
(短期・中期)(経済産業省、特許庁、文化庁、総務省、法務省、消費者庁、内閣府(知財))

肖像と声のパブリシティ価値に係る現行不競法における考え方の整理

- 肖像と声のパブリシティ価値に係る現行の不正競争防止法における考え方の整理について(令和7年 経済産業省)
 - ・ 現行不競法上、俳優や声優等の肖像や声等の利用に関しては、周知表示混同惹起行為(不競法第2条第1項第1号)、著名表示冒用行為(同項第2号)、誤認惹起行為(同項第20号)、信用毀損行為(同項第21号)において、事案によっては該当し得る。
 - ・ ただし、実態として、①肖像や声の周知の程度、②肖像や声の利用形態等の観点により、個別に判断をしていく必要がある。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/shozo_koe.pdf